

オランダの教育と学校選択制

黒 川 直 秀

- ① オランダは「百の学校があれば、百の教育がある」と言われるほど、学校ごとに特色ある教育が行われている。オランダ憲法の規定により、「教育の自由」が保障されており、各学校は大きな裁量を与えられ、学校ごとに多様な教育を実施している。また、同じく憲法の規定で保障される「財政平等の原則」に基づき、私立学校に対して公立学校と同一の公費助成が行われている。これらの憲法上の規定は、19世紀にカトリックや厳格なカルヴァン派等が私立学校設置の自由と、国庫補助の獲得を求めて展開した「学校闘争」を経て、1917年の憲法改正で確立されたものである。
- ② 保護者は、学校の自由な選択権を持ち、公立学校、私立学校を問わず任意の学校に入学希望を提出することができる。オランダの私立学校や学校選択制は宗教が要因となって歴史的に発展してきたものであるが、現在では、子供の初等学校の入学選択に際し、学校の雰囲気、学習面、環境衛生面等が重視される一方、宗教は重視されていない。時代の変遷に伴い、保護者が重視する基準は、宗教・思想基盤といった価値から、学力や学習環境といった相対的で競争的な価値へと移行している。
- ③ アムステルダム市においても、多様な学校が設置され、自由な学校選択が認められてきた。しかし、学校選択制を実施する中で、a) 各学校で入学者を決定するため、その入学手続が不透明であったこと、b) 人気校の場合、近隣地域以外からも入学希望者が集中し、学校の近隣に住む子供が通学できない問題が生じたこと、c) 白人の子供が通学する学校と移民の子供が通学する学校の二極化が生じていること等が問題となっている。これらの問題を解決するため、この度全市共通の新入学方針が策定された。新入学方針を導入することによって、入学の基準をより透明性が高く公正なものとするとともに、子供が居住する地域の学校に優先的に入学を認めることによって、学校の二極化を解消し一つの学校において白人と移民の共生を推進する効果が期待されている。
- ④ 我が国においても公立学校選択制を導入する自治体が増え、また公設民営学校の創設等公立学校の多様化を検討する動きがある。オランダの学校制度及び学校選択制は、我が国で学校選択制や学校の多様化を検討する上で、a) 学校選択制が機能するためには、多種多様な学校の存在が必須であること、b) 教育の質の担保のために行われる監査制度や、学校の教育活動を支える教育サポート機関等、学校の多様化を支えるための諸制度があること、c) 教育格差等、学校選択制を実施した結果生じる可能性のある問題に対して配慮しながら制度設計すること、といった留意すべき点を示している。制度を導入する際には、導入の目的と目指すべき効果を明確にするとともに、制度を運用した際に生じる可能性のある諸課題にも配慮して、実効的な制度設計を行うことが求められる。

オランダの教育と学校選択制

国立国会図書館 調査及び立法考査局
文教科学技術課 黒川 直秀

目 次

はじめに

I オランダの学校制度の概要と学校選択制

- 1 学校制度の概要
- 2 公立学校と私立学校
- 3 学校選択制

II アムステルダム市の初等学校における新入学方針

- 1 従来の学校選択制
- 2 新入学方針
- 3 新入学方針に対する各学校の反応
- 4 まとめ

III 日本における学校選択制と公設民営学校創設の動向

- 1 日本における学校選択制
- 2 公設民営学校

おわりに

はじめに

本稿は、オランダの教育制度及び主に初等段階の学校選択制の概要と、アムステルダム市において見られる学校選択制に対する新たな制度づくりの動向について概観するものである。

筆者は、2014年3月上旬に、オランダの学校教育の多様化と学校選択制の現状を明らかにするために、アムステルダム市で現地調査を行った⁽¹⁾。オランダでは、「百の学校があれば、百の教育がある。だからそれぞれの学校に特徴はあるが、オランダの教育の特徴というものはない」と言われるほど、学校ごとに特色ある教育が行われている⁽²⁾。この背景には、憲法で「教育の自由」が規定され、学校設置の自由が保障されていることがある。この学校設置の自由に基づき、キリスト教系団体等が設置した宗教立学校をはじめとして、多様な私立学校が設置されている。憲法では公立学校と私立学校の「財政平等の原則」も規定されており、私立学校にも公立学校と同一の公費助成が行われている。また、原則として学区が設けられておらず、子供と保護者が多種多様な公立学校と私立学校の中から入学を希望する学校を自由に選択できるという点が、極めて特徴的である。

その一方で、アムステルダム市では、学校選択制の結果生じた課題を克服するために、各学校の近隣に居住する子供の入学を優先するなど、学校選択制に対し一定の制限を加える新たな制度づくりに着手した。本稿では、まずオランダ全体を支える教育制度面を確認した上で、アムステルダム市において学校選択制を実施す

る中で生じた課題とこれを改善するための新たな制度づくりの動向について紹介する。

我が国においても、近年の教育改革の中で、公立小中学校を対象に学校選択制を導入する自治体が見られ、その効果について賛否が分かれている。また、現在は国家戦略特別区域(以下「国家戦略特区」)で公設民営学校の導入が検討されるなど、公立学校の多様化を模索する動きが見られる。オランダにおける多様な学校制度と学校選択制の制度と現状を見ることで、国政審議の参考に資することとしたい。

I オランダの学校制度の概要と学校選択制

Iでは、オランダの学校制度を概観し、その上でオランダにおける学校選択制の概要及び実際の学校選択の状況を紹介する。

1 学校制度の概要

(1) 学校体系

オランダの学校体系は、図1のとおりである。義務教育期間は、義務教育法(Leerplichtwet)第3条第1項の規定により5歳の誕生日を迎えた翌月1日から16歳の誕生日を迎えた学年の修了までとされており、また2007年からは、全ての生徒を対象として、基礎的な資格を取得するまでは18歳まで学校に通学することが義務付けられている⁽³⁾。初等学校は4歳の誕生日を迎えてから12歳の誕生日を迎えた学年を修了するまでの8年間であり、義務教育年齢を迎える前の4歳からグループ1(第1学年)として入学することができる⁽⁴⁾。I-3-(2)のとおり、

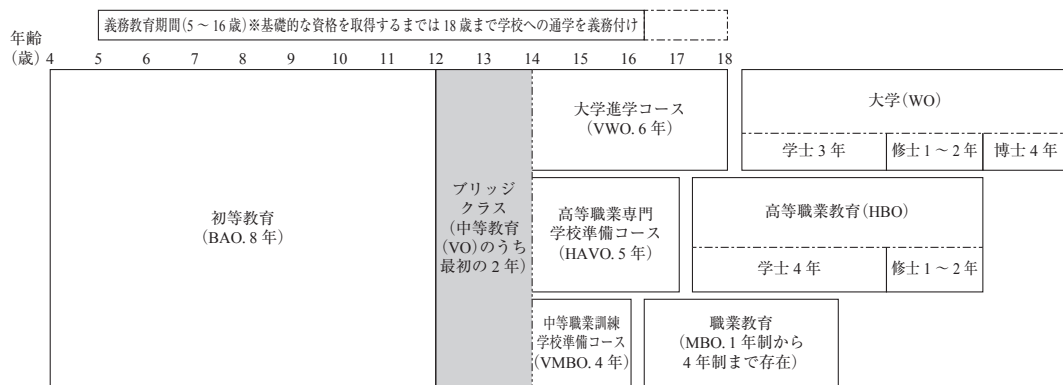
* 論文におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2014年11月21日である。

(1) 現地調査及び本論文執筆に際し、オランダ在住のリヒテルズ直子氏、桑原真理子氏に特にお世話になった。この場を借りて感謝を申し上げる。

(2) 太田和敬・見原礼子『オランダ 寛容の国の改革と模索』(寺子屋新書 22) 子供の未来社, 2006, pp.142-145.

(3) “Netherlands: Fundamental Principles and National Policies.” Eurydice (Education, Audiovisual and Culture Executive Agency) Website <https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Netherlands:Fundamental_Principles_and_National_Policies> なお、「基礎的な資格」とは、VWO、HAVO、及びMBOの4段階のレベルのうちレベル2(基礎的職業資格)の修了資格を指す。

図1 オランダの学校系統図（普通教育）



（注） このほかに、幼児教育、初等教育段階及び中等教育段階の特別支援学校もある。中等教育修了後は、高等教育・中等後教育に進学するほか、隣接する中等教育コースに編入することも可能である。

（出典） “Key Figures 2009-2013: Ministry of Education, Culture and Science,” 2014.7. Ministry of Education, Culture and Science (Netherlands) Website <<http://www.government.nl/ministries/ocw/documents-and-publications/reports/2014/08/12/key-figures-2009-2013-ministry-of-education-culture-and-science.html>> を基に筆者作成。

保護者は公立学校（openbare scholen）と私立学校（bijzondere scholen）⁽⁵⁾の中から、子供が入学する学校を選択することができる。初等学校最終学年（第8学年）時には、「CITO」⁽⁶⁾等が開発した全国テストによって学力が調査される。なお、オランダの学校年度は、8月1日から、翌年の7月31日までである⁽⁷⁾。

中等学校に進学する際には、その後の大学や高等職業専門学校等への進学等を前提として、大学進学コース（VWO、6年）、高等職業専門学校準備コース（HAVO、5年）、中等職業訓練学校準備コース（VMBO、4年）の3つのコースに分岐する。初等学校修了後どのコースに進学するかについては、校長が教員と共に初等学校時の成績と子供の適性を踏まえて、子供にとって適

切だと思われる進路をアドバイスするレポートを作成し、このレポートを基に教員、保護者、子供本人が懇談の上進路を決定する。レポートは子供が入学を希望する中等学校にも送付され、これを踏まえて中等学校は入学を許可する⁽⁸⁾。なお、中等教育のうち最初の2年間については、隣接するコースを併存させた「ブリッジクラス」が置かれており、子供が最終的に選択するコースを変更することが可能である⁽⁹⁾。また、中等教育各コースを卒業した後は、高等教育、中等後教育に進学するほか、隣接する中等教育コースに編入することも可能である⁽¹⁰⁾。

なお、オランダは、経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）が実施する「生徒の学習到達度調査」

(4) 子供は4歳の誕生日を迎えてから義務教育開始年齢である5歳までに初等学校に入学する。つまり、義務教育は第1学年でなく第2学年から始まることになる。

(5) 「bijzondere scholen」は、直訳すると「特別学校」になるが、本稿では慣例に従い「私立学校」とする。

(6) テスト開発中央機関（Centraal Instituut voor Toetsontwikkeling: CITO）。初等学校最終学年において、CITOが開発した統一テストが85%の学校で実施されている。なお、最終学年のテストは、従来、学校の任意受験であったが、2014-15年からは受験が義務化され、実施時期は従来の2月から卒業直前の4月に変更される。これに伴い、CITO等のテスト結果も考慮されていた中等学校への入学の決定は、主として学校によるレポートに基づくものを中心となる予定である。“Eindtoets op de basisschool.” オランダ政府ウェブサイト <<http://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/eindtoets-op-de-basisschool>>

(7) 初等教育法（Wet op het Primair Onderwijs）第1条の規定による。

(8) “Netherlands: Assessment in Primary Education.” Eurydice Website <https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Netherlands:Assessment_in_Primary_Education>

(9) リヒテルズ直子『オランダの教育—多様性が一人ひとりの子供を育てる—』平凡社, 2004, pp.99-100, 108-109.

(10) リヒテルズ直子「オランダ」学校教育研究所編『諸外国の教育の状況』学校図書, 2006, pp.60-61.

(PISA)において、2003年以降に実施された4回の調査で、数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの全ての調査項目で常にOECD平均を上回るなど、好成績を残している⁽¹¹⁾。

(2) 教育行政の構造

オランダでは、教育行政の権限が中央政府、州 (provincie)、地方自治体 (gemeente) の各レベルに分掌されている。

中央政府レベルでは、教育文化科学省 (Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap) が教育を所管している。同省は、教育行政全般の監督をつかさどっており、教育制度、教育財政、国に属する諸機関の管理、教育監査、試験制度及び児童・生徒への修学支援について主に責任を負う。具体的には、学校の種類とその修業年数、必修・選択教科、最低及び最高授業時数、学級規模、教員の資格等について、大綱的な基準を設定する権限を有している。⁽¹²⁾

地方自治体は、初等中等教育及び成人教育について権限を有する。公立学校、私立学校の双方を所管しており、特に学校の設置やその施設の整備について責任を負う⁽¹³⁾。

なお、国、地方自治体と比較すると、州の教

育行政上の役割は極めて限定されている⁽¹⁴⁾。

これに加え、オランダの学校制度の特徴として、学校に多くの権限が付与されていることが挙げられる。このことから、「中央集権的な教育政策」と「分権化した学校の管理・運営」が対比して語られることがある⁽¹⁵⁾。教育政策について決定できるのは中央政府だけである。しかし、その政策による決定は大綱的なものに留まり、実際の教育内容や教育方法等については各学校が大きな裁量を持ち、特色のある学校運営を実施している。

(3) オランダ憲法における教育に関する規定

オランダ憲法第23条第2項⁽¹⁶⁾では「教育の自由」(vrijheid van onderwijs)の保障が定められている。「教育の自由」は、①学校設置の自由、②教育理念の自由、③教育編成の自由の3つに大別される⁽¹⁷⁾。①学校設置の自由は、市民が特定の宗教や信条に基づき自らの学校を設置できる権利を保障するものである⁽¹⁸⁾。②教育理念の自由は、キリスト教など特定の宗教や信条に基づいて学校を運営できる自由である。またこれに基づき、各学校においてオルタナティブ教育⁽¹⁹⁾に分類されるような独自の教育方法も

(11) 直近の2012年調査では、数学的リテラシー523点(全65か国・地域中第10位。OECD平均494点)、読解力511点(同15位。496点)、科学的リテラシー522点(同14位。501点)。国立教育政策研究所編『生きるための知識と技能5』明石書店、2013、pp.34-36。なお、オランダは第1回の2000年調査にも参加したが、学校の参加率が国際基準を満たしていなかったため、分析結果から除外された。

(12) “Netherlands: Administration and Governance at Local and/or Institutional Level.” Eurydice Website <https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Netherlands:Administration_and_Governance_at_Local_and/or_Institutional_Level>; 結城忠『教育の自治・分権と学校法制』東信堂、2009、pp.334-335。

(13) “Netherlands: Administration and Governance at Local and/or Institutional Level,” *ibid.*

(14) 結城 前掲注(12)、pp.335-336。

(15) “Netherlands: Administration and Governance at Central and/or Regional Level.” Eurydice Website <https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Netherlands:Administration_and_Governance_at_Central_and/or_Regional_Level>

(16) 憲法第23条第2項の規定は以下のとおり。「教育の提供は、自由である。ただし、公的機関が監督すること並びに法律で指定された教育形態に関して、教育者の能力及び徳性を審査することを妨げない。詳細については、法律で定めるものとする。」なお、オランダ憲法の訳は、以下の資料による。『各国憲法集(7)オランダ憲法』(調査資料:2012-3-c 基本情報シリーズ(13))国立国会図書館調査及び立法考査局、2013、p.23。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8186538_po_201203c.pdf?contentNo=1>

(17) “Netherlands: Fundamental Principles and National Policies,” *op.cit.*(3); 永田佳之『オルタナティブ教育—国際比較に見る21世紀の学校づくり—』新評論、2005、p.106。

(18) 結城 前掲注(12)、p.337。

(19) 伝統的な学校教育に対し、新たな教育方法に基づいて実施される教育の総称。

取り入れることができる。③教育編成の自由は、各学校が自らの方針に基づき、各学校で教員⁽²⁰⁾を採用し、各校で実施する教育方法に適した教材を創作・選択できる自由である。

また、憲法第23条第7項⁽²¹⁾には、私立学校による初等普通教育に対しては公立学校と同一の基準で公費助成が行われるという「財政平等の原則」が規定されている。この規定に基づき、学校に所属する児童・生徒数に応じて、国から補助金が交付される。また私立学校に対する補助金は、学校の運営経費のみでなく、教員の給与も含まれており、私立学校の教員の給与体系は、公立学校と同一になっている⁽²²⁾。

各宗教団体やオルタナティブ教育団体、保護者等が自由に私立学校を設置し、公費により独自の教育方針に基づいた学校運営を行うという、オランダの特徴的な学校教育の仕組みは、以上のような憲法の規定に基づく「教育の自由」の保障と「財政平等の原則」に支えられている。

(4) 教育の自由をめぐる歴史的経緯

「教育の自由」は、19世紀の「学校闘争」を経て、現在のオランダ憲法第23条第2項の規定によって保障されるに至ったとされる。「学校闘争」とは、公立学校と、カトリックや厳格

なカルヴァン派等が設置した私立（宗教立）学校との間の闘争を指す。これらの宗教立学校は、当初は設置が制限され、設置の自由を獲得した後も国庫補助の獲得を目指して運動を展開した。⁽²³⁾

オランダがナポレオン戦争の中でフランスに占領されていた1801年、同国最初の教育法である学校法（Schoolwet）が成立し、1806年の法改正により、国家により設置・運営される「公立学校」と、認可制で公的な財政援助を受けない「特別」な学校である「私立学校」に分けられた。これらの法律はフランス革命の影響を強く受けており、公立学校における宗派教育は禁止され、教育の中立性と非宗教性が強調された。1815年ネーデルラント連合王国が成立した後は、国王に近いカルヴァン派であるオランダ改革派教会が中心となり、公立学校において宗派色を薄めた宗教教育が展開された。一方、カトリックと厳格なカルヴァン派に対しては学校設置の自由がほとんど認められなかったため、教育の自由を求める抗議運動がおこった。これらの運動の結果、1842年には宗教立学校に対する設置基準の緩和等の政策が採られ、1848年の憲法改正では、「教育の提供は、自由である」という現行憲法まで引き継がれる一文が盛り込

⁽²⁰⁾ オランダでは、初等教育及び第二級中等教育（中等教育前期全般及びVMBO後期が該当）の教員の場合はHBOに該当する教員養成大学（PABO）で養成される。第一級中等教育教員（VWO及びHAVOの中等教育後期が該当）は、WOと一部のHBOで養成される。リヒテルズ 前掲注(10), p.57; 坂田哲人「オランダの教師教育事情」『武蔵大学総合研究所紀要』19号, 2009, pp.49-54.

⁽²¹⁾ 憲法第23条第7項の規定は以下のとおり。「法律の定める要件を満たす私立学校による初等普通教育は、公立学校教育と同一の基準に従い、公金から支出を受ける。法律は、私立学校による中等普通教育及び大学進学課程の教育に対して公金が支出される要件について定める。」

⁽²²⁾ OECDは、政府機関からの拠出が主たる財源の50%を超えるか、教職員の給与が政府機関によって支払われている教育機関のことを「公営私立」教育機関に分類しており、オランダの私立学校はこれに該当する（国立教育政策研究所編 前掲注(11), p.644）。また、市民が学校の設置を申請し、公費によって施設整備・管理運営されることから、オランダの学校は「私立公営」学校だという指摘もある（結城忠『憲法と私学教育—私学の自由と私学助成—』協同出版, 2014, p.308）。市民による実際の学校運営を重視し、また公費による運営を「公設」とみなして、「公設民営」学校とする見解もある（リヒテルズ直子「オランダにおける第三者評価制度」『学校の第三者評価の評価手法に関する調査研究—最終報告書—』三菱総合研究所, 2007, p.38）。なお、公費助成を一切受けない「完全な私立学校」もあり、インターナショナルスクール等が該当する。“Netherlands: Organisation of Private Education.” Eurydice Website <https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Netherlands: Organisation_of_Private_Education>

⁽²³⁾ この項における教育の歴史的経緯については、主に以下の資料を参考にした。見原礼子『オランダとベルギーのイスラーム教育—公教育における宗教の多元性と対話—』明石書店, 2009, pp.46-69.

まれ、宗教立学校を設置する自由が認められた。

学校設置の自由が認められた後も、宗教立学校に対する国からの財政援助は無く、また、1878年の法改正では、宗教立学校の施設・設備基準をより厳しくしたことから財政負担は増し、宗教立学校の経済的負担が深刻になった。そのため、宗教立学校側からの国庫補助の要求は高まり、1889年には、前年に成立したカルヴァン派とカトリックの連立政権により法整備がなされ、私立学校に対しても公立学校と同等の国庫補助の支出が保障された。

1917年の憲法改正により、教育に関する規定が現行憲法とほぼ同内容となり、公立学校と私立学校の実質的に平等な取扱いの原則が明記された。そして、1920年に成立した初等教育法（Lager Onderwijswet）により、私立学校も公立学校と同一の基準により公費によって維持・管理されるべきことが規定された⁽²⁴⁾。

なお、公立学校と私立学校に対する平等な取扱いの原則や、私立学校の公費による維持が法律上規定されたことは、19世紀末から20世紀初頭にかけて、学校、支持政党、所属する労働組合から購読する新聞に至るまで、信仰する宗派が母体となった社会的集団の中で各人が生活する、いわゆる「柱状社会」の存在が一般的に認識されることにつながった⁽²⁵⁾。

2 公立学校と私立学校

オランダと日本における初等教育段階の一般的な学校制度を比較したのが、表1である。これに沿って、オランダの学校選択制の前提となる学校制度の概要を紹介する。

(1) 学校の種類

オランダの学校は、公立学校と宗教立等の私立学校に大別される。

公立学校は、地方自治体又は地方自治体によって設置された協会若しくは財団によって運営される学校である。これに対し、私立学校は学校を設置した協会、財団等の理事会が運営している。公立及び私立学校を運営する団体を、「学校運営団体」（Schoolbestuur）と総称する。学校運営団体は、複数の学校を運営することが多い。

公立学校では、原則として子供の家庭の宗派を問わず全ての子供を入学の対象としており、また入学を希望する子供の数が収容人数に達していない限り、全ての子供を受け入れなければならない。

私立学校においては、宗教又は信条に基づいた教育を実施することが可能である。宗教や信条に基づき設置されている私立学校としては、カトリックやプロテスタントといったキリスト教系の学校のほか、ユダヤ教、イスラーム教、ヒンドゥー教等の宗教立学校、シュタイナー学校⁽²⁶⁾等が存在する。なお、私立学校を運営する法人は営利を目的としてはならないことが初等教育法（Wet op het Primair Onderwijs）第55条で規定されている。

なお、オランダの特徴として、オルタナティブ教育を取り入れた学校が多く存在することが挙げられる。宗教的価値観を重視する集団社会であった柱状社会が1960年代に入って変化し、個人化、価値観の多様化が進行した。オランダにおいても同時期までは多くの学校では古典的な一斉教育が中心であり、オルタナティブ学校

⁽²⁴⁾ 結城 前掲注(12), pp.332-333.

⁽²⁵⁾ 長坂寿久『オランダモデル—制度疲労なき成熟社会—』日本経済新聞社, 2000, pp.77-78. なお、「柱状社会」とは、宗派や政治信条ごとに、社会生活のあらゆる分野を包含する柱状の共同体が形成され、社会が複数の柱によって構成される状態を指す。

⁽²⁶⁾ ドイツの思想家ルドルフ・シュタイナー（Rudolf Steiner）を創始者とする「人智学」に基づく教育を実施する学校。頭を使った知的成長だけではなく、音楽や絵画などの「心」で感じる教育や、「手」を動かして物を生み出す能力の育成を重視する。日本以外ではヴァルドルフ学校と呼ばれているが、本稿ではシュタイナー学校に表記を統一する。

表1 オランダと日本の学校制度の比較（初等教育（小学校）段階）

	オランダ	日 本
年 限	8年（4歳から12歳まで） *義務教育開始は5歳から	6年（6歳から12歳まで）
学校の種類	公立学校と、私立学校に大別される。	地方自治体によって設置され、公費によって運営される公立学校と、学校法人によって設置される私立学校に大別される。
入学する学校の決定（学校選択制）	公立学校、私立学校を問わず多様な学校から選択できる。	公立学校に入学する場合には、市町村教育委員会によって指定された学校に通学。一部自治体では、学校選択制が導入されている。私立学校への入学には、各学校で実施する選抜試験がある。
設 置 者	公立学校：地方自治体、又は地方自治体が設置する協会・財団 私立学校：学校を設置した協会、財団等	公立学校：市町村 私立学校：学校法人
運 営 費	公立学校、私立学校とも、公費によって運営される。	公立学校は公費で運営される。私立学校は私学助成のほか、授業料、寄付金等で運営される。
教育課程	国は、教科の種類、最終学年修了時の達成目標、授業時間数を定める。教育内容に関する規定はない。	公立学校、私立学校とも国の定める学習指導要領に準拠した教育課程を編成する。国が授業時間数、各教科の目標、内容等も規定。
使用する教科書・教材	国定・検定教科書は無い。一般に民間業者が作成した教材を教員や学校が選択。初等学校では教科書の使用はほとんど無い。	検定教科書を中心に使用。公立学校の教科書は、採択区域内で同一の教科書を使用する。
教 員	教員人事は公立及び私立学校を運営する学校運営団体が行い、学校ごとに求人が行われる。初等学校の場合は、HBOに該当する教員養成大学の修了証明が教員免許に相当。公立学校においても学校間の教員の異動は一般的ではない。教員の給与は、原則として公立、私立とも同一の体系に基づく。	公立学校の教員人事は、市町村への人事権移譲がない限り、都道府県が行う。大学の教員養成課程を経て教員免許を取得した者を、各都道府県が採用試験により採用する。公立学校間で異動が行われる。
授 業 料	公立学校、私立学校とも無償。学校独自の教育プログラム等のために寄付を求められることがある。公立学校の場合は、寄付を強制することができない。	公立学校の場合は無償。私立学校に入学した場合は有償。
教育監査	教育監督庁による教育監査が実施される。	学校による自己評価（義務）、保護者・地域住民等による学校関係者評価（努力義務）、教育専門家による第三者評価（法的義務はなく、実施を推奨）がある。

(注) 日本には、国立の小学校（国立大学附属小学校）も存在するが、この表では公立と私立に限定して説明した。

(出典) リヒテルズ直子「オランダ」学校教育研究所編『諸外国の教育の状況』学校図書, 2006, pp.54-61等を基に筆者作成。

は存在したもののごく少数であった。しかし、社会的変化を受けて1960年代後半から教育行政関係者や教員の中で、進度や教育内容等、子供それぞれに適した教育を実施することを求め

る機運が高まり、1970年代から個別教育を推進する教育改革が実施された。この結果、モンテッソーリ教育⁽²⁷⁾や、ダルトンプラン⁽²⁸⁾、イエナプラン⁽²⁹⁾等、オルタナティブ教育に分類さ

(27) イタリアの精神科医・教育者マリア・モンテッソーリ（Maria Montessori）が考案した教育理論を実践する教育方法。異年齢の児童・生徒によるクラス編成や、読み書き計算等の際にモンテッソーリが考案した教具を活用し、手で触れたり動かしたりしながら抽象的ではなく具体的に理解する学習を行うなどの特徴がある。

(28) 米国の教育者ヘレン・パーカースト（Helen Parkhurst）を創始者とする教育方法。学習課題について子供が計画し、教師と一対一で約束した上で期限までに実行するなど、子供の自主性と責任の強調、相互の契約的關係等に特徴がある。

(29) ドイツのイエナ大学の教育学教授であったペーター・ペーターゼン（Peter Petersen）を創始者とする教育方法。異年齢の児童・生徒によるクラス編成、グループでの対話の重視、科目別ではなく対話・遊び・仕事（学習）・催し（祝い）を循環しながら活動する時間割等の特徴がある。リヒテルズ直子『オランダの個別教育はなぜ成功したのか—イエナプラン教育に学ぶ—』平凡社, 2006。

れるような教育方法を実施する学校が増加した。これらのオルタナティブ学校は、公私立を問わず存在しており⁽³⁰⁾、オランダの学校の多様化を進めている。⁽³¹⁾

授業料は、公立学校、私立学校とも無償である。ただし、修学旅行やレクリエーション、学校独自のプログラムを実施するため等に、各学校は保護者に対し、寄付を求めている。なお、公立学校においては、寄付を強制することはできない⁽³²⁾。

(2) 学校の設置手続と設置状況

私立学校の設置に際しては、設置希望者が入学を予定する人数を確保し、近隣に類似の学校がないか等を示した請願書を地方自治体議会に提出する必要がある。地方自治体議会がこの請願書を審議し、これを承認した後、最終的に教育文化科学大臣によって設置が認可される⁽³³⁾。設置が許可された学校に対する学校の校舎・施設の提供は地方自治体が行う。

2013年の初等学校の設置者別の割合は、全ての学校のうち公立学校が32%であり、プロテスタント、カトリック等の団体が設置した私立学校が68%であった。子供も70%が私立学校に在籍している(表2)。

(3) 教育課程、教材及び教員の採用

国は、必修教科⁽³⁴⁾、最終学年修了時の達成目標、授業時間数を定めるが、指導方法については基準を定めない。また、初等学校では、8年間で7,520時間以上の授業時間を確保しなけ

表2 初等学校の設置者の種類別(宗派等)割合(2013年)

設置者	学校 (%)	在籍者 (%)
公立	32	31
私立	プロテスタント	28
	カトリック	34
	その他	8

(注) 上記の数字は、ここ数年間ほぼ変化がない。小数点以下を四捨五入しているため、各項目の割合の合計値は必ずしも100と一致しない。

(出典) “Key Figures 2009-2013: Ministry of Education, Culture and Science,” 2014.7. Ministry of Education, Culture and Science (Netherlands) Website <<http://www.government.nl/ministries/ocw/documents-and-publications/reports/2014/08/12/key-figures-2009-2013-ministry-of-education-culture-and-science.html>> を基に筆者作成。

ればならないが、各教科の授業時間については規定されておらず、各学校独自の判断に委ねられている。⁽³⁵⁾

教材については、国定又は検定教科書は存在しない。I-1-(3)で述べたとおり、学校や教員は、教材を自由に開発、選択できる。一般的には、民間業者が作成した教材の中から実施する教育内容に対して適当と考えられる教材を選択して授業を行っている。

教員人事は各学校運営団体が行い、学校ごとに求人が行われる。公立学校においても学校間の教員の異動は一般的ではない。教員の給与は、原則として公立、私立とも同一の体系に基づく。

(4) 教育監査

(3)で見たとおり、国による教育方針は大綱的であり、各学校は大きな裁量を持って特色ある教育を実施しているが、その教育の質を担保するために、教育文化科学省が所管する教育監督

(30) “Netherlands: Fundamental Principles and National Policies,” *op.cit.*(3)

(31) リヒテルズ 前掲注(29), pp.57-77.

(32) “Primary education.” オランダ政府ウェブサイト <<http://www.government.nl/issues/education/primary-education>>

(33) 学校の設置手続は、初等教育法 (Wet op het Primair Onderwijs) 第74条から第79条までに規定されており、5年間の入学者数の予測を明示することに加え、その後15年にわたって学校を維持するための在学者数の最低基準を維持することが求められる。法律で定められる最低基準は200人である。見原 前掲注(23), pp.69-71.

(34) 初等教育法 (Wet op het Primair Onderwijs) 第9条で定められる、初等学校における必修教科は以下のとおり。感覚・身体運動、オランダ語、算数・数学、英語、知識領域(地理、歴史、科学、社会、宗教・思想等)、表現活動、社会的自立(社会と生活等)、保健。

(35) “Netherlands: Teaching and Learning in Primary Education.” Eurydice website <https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Netherlands:Teaching_and_Learning_in_Primary_Education>

局 (Inspectie van het Onderwijs) により、学校に対して監査が行われる。監査の実施間隔は4年に1回で、監査で評価が低かった学校については2年に1回実施される。監査の対象は、カリキュラム、教員による指導、学校の雰囲気、教育成果等である。監査結果は公開される。

また、学校は、教育監督局による監査のほかにも、説明責任の保障の観点から自校に関する「学校ガイド」や「学校計画」等を策定し、公表することが義務付けられている⁽³⁶⁾。

(5) 学校への保護者の関与

学校に対して保護者が関与する主な組織としては、「学校経営参加評議会」(Medezeggenschap-sraad. 以下「MR」)がある。MRは、学校運営団体が決める学校経営と教育の方針について、教職員と保護者の代表が意見を述べる組織であり、1992年に施行された「教育経営参加法」(Wet Medezeggenschap Onderwijs)によって、各学校に設置することが義務づけられた。学校運営団体が学校の教育目標の変更、授業や指導規則等学校の教育計画・指導計画の決定・変更等を行う場合には、学校経営参加評議会の同意が必要となる⁽³⁷⁾。

このほかに、「保護者の会」(Ouderraad)がある。保護者の会は、クラスごとの保護者をまとめクラスの教育活動に協力するための組織であり、主に学校行事等の支援を行っている⁽³⁸⁾。

(6) 教育サポート機関

学校の教育活動を支える機関として、オランダでは各地に教育サポート機関⁽³⁹⁾が設置されている。教育サポート機関の制度は、1970年代に、当初は地方自治体ごとに公的機関として設置され、現在は民営化されている。主な運営資金は、各学校から教育サポート機関に対して支払われる研修費であり、各学校は国から一括して交付される補助金の中から教育サポート機関に対する研修費を支出する。また多くの地方自治体が、教育サポート機関に対して補助金を交付している⁽⁴⁰⁾。

教育サポート機関には、教員経験の豊富な者や、教育学や教育心理学等を学んだ教育専門家等が常勤のスタッフとして在籍しており、新たな教材や教育方法に関する情報提供や、教員に対する新たな教育方法の研修を実施している。また、学校現場の様々な課題について専門的な立場から支援を行っており、学校・学級運営、特別な支援を必要とする子供、保護者との関係づくり等、各学校が抱える個別の事案に対するコーチング、プログラム開発等も実施している。

3 学校選択制

(1) 学校選択制とは

オランダの学校選択制を紹介する前に、まず学校選択制の一般的な枠組みや日米の動向について説明する。

(36) リヒテルズ 前掲注(2), pp.38-55; 奥村好美「オランダの初等教育における学校評価政策の動向—学力テストの位置づけに注目して—」『京都大学大学院教育学研究科紀要』59号, 2013, pp.583-595.

(37) リヒテルズ 前掲注(9), pp.180-183.

(38) 同上

(39) 教育サポート機関については、「教育サポートセンター」「教育アドバイスサービス」「教育ガイダンス」等の名称で各地に設置されており、総称して「教育サポートサービス」と呼ばれている(同上, pp.205-206)。本稿では「教育サポート機関」に表記を統一する。

(40) 筆者は、2014年3月4日に、アムステルダム市の教育サポート機関であるABC教育センターにおいて、教育専門家のヘレーン・ボウマンス (Heleen Bouwmans) 氏、アネロース・グルート (Annerose Groot) 氏から説明を聴取した。教育サポート機関に関する記述は、両氏から聴取した内容及び以下の資料に基づく。同上, pp.205-211; 武田信子「オランダにおける教育現場への支援のしくみ」『武蔵大学総合研究所紀要』19号, 2009, pp.42-48; “Netherlands: Support Measures for Learners in Early Childhood and School Education.” Eurydice Website <https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Netherlands:Support_Measures_for_Learners_in_Early_Childhood_and_School_Education>

学校選択制は、子供が入学する学校を、子供とその保護者が選択できる制度である。我が国と同様に諸外国においても教育当局によって通学する学校を指定される場合が多いことから、学校選択制はこれを転換する制度として注目されている。選択可能な学校の範囲によって様々な形態があり、公立学校のみを対象にする場合には、ある自治体内に設置された複数の学校や、隣接する学区の学校等への通学を可能とするものがある。授業料が無償である公立学校と有償である私立学校間の学校選択や、教育バウチャー制度⁽⁴¹⁾も学校選択制の一形態である。ホームスクーリング⁽⁴²⁾の選択を学校選択制とみなすこともある。⁽⁴³⁾

我が国の公立小中学校については、市町村教育委員会による通学区の指定が実施されているが、文部省（当時）は平成9年から通学区制度の弾力的運用を促しており、公立学校間の学校選択制を導入する地方自治体が見られる。

（Ⅲ-1 参照）

米国においても教育行政をつかさどる学区（School District）当局が通学区を設定し就学指定することが一般的であるが、公立学校の多様化を求める動きにより、1970年代の「マグネットスクール」⁽⁴⁴⁾、1990年代の「チャータース

クール」⁽⁴⁵⁾といった、従来と異なった学校選択の対象となる公立学校が設置されるようになり、公立学校間での学校選択制の導入が進行している。なお、米国は、経済学者ミルトン・フリードマン（Milton Friedman）によって教育バウチャー制度が提唱された国であるが、フリードマンの提唱したモデルが公立学校と私立学校を競争させることによる教育向上を目的とした新自由主義的なものであり、教員組合や教育委員会等からの反対が強かったことなどから、フリードマンのモデルに忠実なバウチャー制度は、実際にはほとんど実施されていない⁽⁴⁶⁾。現在導入されているバウチャー制度は、主に低所得者層や障害者を対象とした支援を目的としている⁽⁴⁷⁾。

（2）オランダの保護者による学校選択の権利

保護者は、学校の自由な選択権を持ち、公立学校、私立学校を問わず任意の学校に入学希望を提出することができる。このような保護者の「学校選択の自由」について、法令として直接に明文化した規定は存在していないが、憲法第23条第2項に定められた「教育の自由」に基づき、保護者には学校設置権が認められていることから、保護者の「学校選択の自由」も当然

(41) 児童・生徒による学校選択を前提として、各学校の在籍者数に応じて補助金を交付する制度。1955年に米国の経済学者ミルトン・フリードマンが、新自由主義的な立場から提唱したものであり、その際には学校の授業料に相当するバウチャー（クーポン）を生徒に配付し、その生徒が通学する学校を公立学校だけでなく、憲法の規定上公費による補助が認められないとされてきた私立学校も対象として保護者が選択することを可能にするモデルを考案した。現在では、バウチャーそのものの配付は必要とされず、またその目的やバウチャーを配付する対象者、選択可能な学校等によって、複数のモデルが考案されている。

(42) 学校に通学せず、家庭で保護者等による教育を受けること。我が国では就学義務があり認められていないが、米国では全ての州で認められている。

(43) 高野良一「米国の学校選択—多様性と可能性—」『現代のエスプリ』406号, 2001.5, pp.47-56.

(44) 特色ある教育を「磁力」として、通学区を超えて児童・生徒を募集する公立学校。白人と黒人に分離していた公立学校に対する人種統合策として開始された。

(45) 保護者、教員、企業等様々な主体が州や学区から認可（Charter）を与えられ運営する公立学校。一般的な公立学校に対する様々な規定が適用されず、自由な学校運営が可能となる一方、認可時に約束した教育成果が得られない場合等には閉校となる場合がある。

(46) 坂田仰「日本における教育バウチャー論の軌跡と行方—「私事の組織化」論と教育バウチャーの距離—」『ジュリスト』1337号, 2007.7.1, pp.54-60.

(47) 岸本睦久「アメリカ合衆国」文部科学省生涯学習政策局調査企画課編著『諸外国の教育改革の動向』（教育調査140集）ぎょうせい, 2010, pp.33-35.

の権利として保障されているものと考えられている⁽⁴⁸⁾。

入学希望者に対して、私立学校では教育理念や教育方針の相違等を理由に受入れを拒否することができるが、公立学校では児童・生徒が収容人数の限度に達していない限りは受入れを拒否することができない。また、公立学校に対して収容人数を超えて入学希望があった場合は、地方自治体が施設を拡充するなどの措置を講じなければならない。

(3) 保護者による学校選択のための情報収集

オランダでは学校が多様化しているため、保護者は、学校を選択するための判断材料を得るために、各学校についての情報収集を行う必要がある。保護者が子供の学校を選択するに当たり、参考となる情報をどのように収集するかについて、教育文化科学省は以下の方法を推奨している⁽⁴⁹⁾。

- ①学校を訪問し、校長から話を聞くこと。
- ②保護者を対象とした学校紹介の催しに参加すること。
- ③教室を参観できるか確認すること。
- ④地域の保護者から話を聞くこと。
- ⑤学校監督局による学校評価のウェブページを閲覧すること。

また、教育文化科学省は、初等学校への入学を控える子供を持つ保護者のためにガイドブックを作成しており、学校選択にあたって保護者が考慮すべき点、公立学校と私立学校の違い、

オルタナティブ学校の特徴等がまとめられている⁽⁵⁰⁾。

(4) 近年の学校選択の傾向

近年の保護者による学校選択の傾向について、2000年に保健福祉スポーツ省 (Ministerie van Volksgezondheid, Welzijn en Sport) が所管する社会文化計画局 (Sociaal en Cultureel Planbureau) が調査⁽⁵¹⁾を実施している。同調査によると、子供の初等学校の入学選択に際し重視する点として、「学校の雰囲気が良いこと」、「中等教育への良い準備ができること」、「社会的能力を身に付けられること」、「子供の希望」については、100%に近い保護者が「重要」又は「特に重要」と答えている。また、このほかに保護者が重要視していることとしては、「子供に適した学習法」(約90%)、「教育成績の向上に力を入れていること」(約90%)、「現代的な学習設備 (ICT(情報通信技術))」(約90%)等の学習面に関すること、「掃除の行き届いた状態が維持された校舎」(約90%)、「安全な地区に所在していること」(80%強)などの学校の環境衛生面に関すること、「学校の知名度」(70%強)等がある。これに対し、「宗教」と答えた割合は約40%程度にとどまっている。もともと私立学校や学校選択制は宗教が要因となって発展してきたものだが、時代の変遷に伴い保護者が重視する基準は、宗教・思想基盤といった価値から、学力や学習環境といった相対的で競争的な価値へと移行したことを示唆している。⁽⁵²⁾

(48) 澤田裕之「オランダにおける学校間の人種的分離に関する調査」『教育制度研究紀要』8号, 2013.2, p.50.

(49) "Primary education," *op.cit.*(32)

(50) リヒテルズ 前掲注(10), p.18. なお、2014-15年版のガイドブックは以下のとおり。Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap, *Basisonderwijs 2014-2015: Gids Voor Ouders en Verzorgers*, 2014. <<http://www.rijksoverheid.nl/bestanden/documenten-en-publicaties/brochures/2014/08/29/gids-basisonderwijs-2014-2015/gids-basisonderwijs-2014-2015-web-2.pdf>>

(51) Lex Herweijer and Ria Vogels, *Ouders over opvoeding en onderwijs*, Denn Haag: Sociaal en Cultureel Planbureau, 2004, p.81. <<http://www.scp.nl/dsresource?objectid=20861&type=org>>

(52) 見原 前掲注(23), pp.73-74.

II アムステルダム市の初等学校における新入学方針

アムステルダム市⁽⁵³⁾は、オランダの首都であるが、実際にはデン・ハーグに中央政府の立法機関や行政機関があるため、オランダ経済の中心として機能している。人口は811,185人⁽⁵⁴⁾で、国内で最大の都市である。同市内には、190校の初等学校と、28校の初等教育段階の特別支援学校が存在する⁽⁵⁵⁾。

IIでは、アムステルダム市における学校選択制の運用状況を明らかにするために実施した現地調査の結果を紹介する。アムステルダム市でこれまで学校選択制を実施した中で生じた課題、2015-16年入学者から導入されることとなった全市共通の新入学方針とともに、個別の学校現場における学校選択の状況及び新入学方針に対する反応をみる。

1 従来の学校選択制

(1) 学校選択制の概要

アムステルダム市の初等学校では、学区は定められておらず、公立学校、私立学校の中から保護者が自由に学校を選択できる。初等学校への入学は4歳からであるが、アムステルダム市の場合は、子供が2歳の誕生日を迎えた日から入学を希望する学校のウェイティングリストに登録することができる。なお、ウェイティングリストは各学校が管理しており、市内で統一されたものはなかった。⁽⁵⁶⁾

入学者の決定は、各学校が行っている。ただ

し、学校運営団体ごとに入学に関する共通のルールを設けていることがある。また、入学に際しては、兄弟が通学している子供や、近隣に居住している子供に対して入学を優先することがある。

なお、アムステルダム市では、保護者が学校を選択する際に、宗教や学校のスタイルよりも、社会的地位等が自分と類似している保護者がいるかどうかを重視する傾向にある。ただし、このような学校選択の傾向はアムステルダム市や大都市の特徴であり、地方ではまた状況が異なる。

(2) 課題

従来の制度の大きな課題としては、保護者が複数校に入学希望を申し込む上、各学校がばらばらに入学者を決定していたため、各学校のウェイティングリストの中からどのように入学者を決定しているか、その手続の透明性が確保できていなかったことが挙げられる。また、市にとっては、公立学校の入学希望者を収容できるように施設を整備する責任があるが、どの学校が受け入れ可能な人数を超過するのか把握できず、どの学校の施設を整備する必要があるか、またどの地区にどのような学校が必要なのかを判断することが困難であった。

人気のある学校には、学校が立地する近隣地域以外からの入学希望者が殺到するため、学校の近隣に住む子供がその学校に通学することができない、という問題も指摘されてきた。特に、高等教育を受けた高収入の白人の保護者の場合には子供が2歳になると、自身の居住する近隣

⁽⁵³⁾ アムステルダムは行政区分上「地方自治体」(Gemeente)に該当するが、ここでは「アムステルダム市」と便宜上表記する。

⁽⁵⁴⁾ 2013年現在。“Amsterdam facts & figures.” I Amsterdam Website <<http://www.iamsterdam.com/en-GB/experience/about-amsterdam/facts-and-figures>>

⁽⁵⁵⁾ “Basisonderwijs.” アムステルダム市ウェブサイト <<http://www.amsterdam.nl/onderwijs-jeugd/basisonderwijs/>>

⁽⁵⁶⁾ 筆者は、2014年3月5日に、アムステルダム市役所社会開発課学校建築コーディネーターのペーター・フリーラー (Peter Vrieler) 氏と面会し、説明を聴取した。アムステルダム市における入学制度の現状と、新入学方針については、訪問時に聴取した3月時点までに構想されていた内容に加え、2014年11月時点での変更点を反映させた。

地域以外の学校も含め、入学を希望する学校のウェイティングリストに速やかに登録する傾向にある。一方で、移民の保護者はウェイティングリストに登録できることを知らずに入学直前まで入学希望を出さないなど、移民が不利な状況に置かれている。その結果、白人の子供が通学する学校と、移民の子供が通学する学校とに二極化しており、高学歴の白人の子供が通学する学校は「白い学校」と呼ばれている⁽⁵⁷⁾。

現在のアムステルダム市当局は教育の多様性を重視しており、多様な民族的ルーツを持つ子供が共に学ぶことを望ましいと考えている。現在のような学校の二極化を解消し、白人と移民の子供が一つの学校で共生することが課題の一つとなっていた。

2 新入学方針

従来の学校選択制で生じた諸問題を解決するために、アムステルダム市では2015-16年度以降の初等学校入学者を対象として、全市共通の新入学方針の導入が検討された。以下では、この新入学方針の概要、狙い等を紹介する。

(1) 経緯

アムステルダム市内の初等学校と市当局は、入学手続の透明性を担保するため、全市共通の新しい入学方針の導入を長年検討していた。アムステルダム市内の約半数の学校と学校運営団

体が参加し、2009年から市内各地で、統一した入学方針に基づく学校選択制度を試験的に実施した。この結果を踏まえて、各学校運営団体、学校及び市が全市共通の入学方針を策定することを決定し⁽⁵⁸⁾、2014年1月には、市内の全学校運営団体による協議体である、アムステルダム広域執行委員会 (Breed Bestuurlijk Overleg Amsterdam. 以下「BBO」) により、新入学方針の原案である「アムステルダム市の初等学校への入学受け入れ規則」(Stedelijk Toelatingsbeleid Basisonderwijs Amsterdam) が発表された⁽⁵⁹⁾。2014年9月には、BBOが新入学方針を決定しており、2015-16年度の入学予定者から新入学方針が適用される見込みである⁽⁶⁰⁾。

新制度の導入に当たっては、各校に設置されているMR、「保護者の会」等も協議に参加し、十分に理解を得ながら検討が進められた。

(2) 新入学方針の概要

新入学方針は、2011年7月以降に出生した全ての子供を対象としており、対象となる子供が以下のいずれかに該当する場合は、希望する学校に対して入学優先権が与えられる⁽⁶¹⁾。

- ① 4歳時点で、希望する学校に兄弟が在籍していること。
- ② 当該学校が提携する幼稚園等において、週4回半日以上 of 就学前教育を少なくとも8

⁽⁵⁷⁾ 学校選択制と移民問題の関係については、次の資料を参照のこと。リヒテルズ 前掲注(9), pp.214-223.

⁽⁵⁸⁾ Breed Bestuurlijk Overleg Amsterdam, *Stedelijk Toelatingsbeleid Basisonderwijs Amsterdam*, 2014, p.3. <http://www.bboamsterdam.nl/sites/bboa.nl/files//bestanden/29_01_2014_stedelijk_toelatingsbeleid_adam_vastgesteld_bbo_29_januari_2014.pdf>

⁽⁵⁹⁾ “Stedelijk Toelatingsbeleid.” Breed Bestuurlijk Overleg Amsterdam Website <<http://www.bboamsterdam.nl/stedelijk-toelatingsbeleid/32/stedelijk-toelatingsbeleid>>

⁽⁶⁰⁾ “Stedelijk toelatingsbeleid voor het basisonderwijs in Amsterdam een feit!” 2014.9.8. アムステルダム市ウェブサイト <http://www.amsterdam.nl/publish/pages/590130/persbericht_8_september_2014.pdf> なお、新入学方針に基づく入学制度に対して、市内11校が2015-16年度の不参加を表明している。“Veel gestelde vragen en antwoorden over het Stedelijk toelatingsbeleid voor de basisscholen in Amsterdam,” 2014.10.9. Breed Bestuurlijk Overleg Amsterdam Website <http://www.bboamsterdam.nl/sites/bboa.nl/files//bestanden/10_10_2014_veelgestelde_vragen_en_antwoorden_voor_bbo_en_gemeentewebsite.pdf>

⁽⁶¹⁾ “Stedelijk Toelatingsbeleid,” 2014.11.21. アムステルダム市ウェブサイト <<http://www.amsterdam.nl/onderwijs-jeugd/basisonderwijs/stedelijk/>>

か月以上にわたり受けていること。

- ③その保護者がその学校に無期限で雇用されていること。
- ④当該学校の優先地域に居住していること。

④については、該当する子供に対し、居住地の近隣の学校8校について入学優先権が与えられる⁽⁶²⁾。子供が入学優先権を持つ学校については、2014年11月よりアムステルダム市の学校検索サイト⁽⁶³⁾で郵便番号と番地を入力することにより確認できる。これらの優先権を持つ子供の次に、学校から遠い地域に居住する子供を受け入れることとなる。

2015-16年度に入学を予定する者を対象とした新入学方針の定める学校選択の手順は以下のとおりである⁽⁶⁴⁾。

- ①子供が学校に入学する前年に、保護者は入学確認の通知と登録用紙を受け取る。保護者はその後、入学登録をする学校について、学校訪問等により情報収集を行う。
- ②保護者は、入学を希望する学校を希望順位に従って登録する。最大10校まで登録することができる。保護者は、第一希望の学校に対し、登録用紙を用いて申請する。第二希望以下の学校を登録する場合も、第一希望の学校にまとめて申請すればよい。
- ③各学校は、一括管理システムにその申請登録を入力する。保護者が選択した学校の中から、入学優先権に従って自動的に子供が入学する学校が決定される。

(3) 利点

新入学方針について、市担当者は以下の利点

を挙げている。

- ①保護者の希望している種類の学校がどこにあるか、どんな種類の学校を希望しているかを市が把握することが可能になること。これにより、必要な学校を必要な地域に設置することが可能になる。例えば、北地区在住の保護者たちの多くが南地区にあるシュタイナー学校への入学を希望している場合、北地区にも同校の姉妹校や新たな運営者によるシュタイナー学校の設置を検討することができる。
- ②子供が自宅のある地域の学校に通学することができるようになること。
- ③白人の子供が集まる学校と移民の子供が集まる学校に二極化している現状を改善し、人種的な均衡を図ることが可能になること。

また、各学校の学校運営団体は、同制度を導入することで、以下の目標が達成できると期待している⁽⁶⁵⁾。

- ①子供のうち少なくとも75%が第一希望の学校に入学できること。
- ②子供のうち少なくとも90%が、入学優先権を持つ近隣の学校のいずれかに入学できること。
- ③アムステルダム市の初等学校に在籍する子供が地域の住民構成等を反映したものとなること。
- ④学校運営団体と市が、子供たちが過ごすために十分な施設環境を提供すること。

3 新入学方針に対する各学校の反応

本節では、アムステルダム市内の個別の学校

⁽⁶²⁾ “Stedelijk toelatingsbeleid voor het basisonderwijs in Amsterdam een feit!” *op.cit.*(60) なお、フリーラー氏の説明では、家から3キロ以内の学校を想定しているとのことであった。

⁽⁶³⁾ Schoolwijzer Amsterdam Website <<http://www.schoolwijzer.amsterdam.nl/>>

⁽⁶⁴⁾ “Stedelijk Toelatingsbeleid,” *op.cit.*(61)

⁽⁶⁵⁾ “Stedelijk Toelatingsbeleid,” *op.cit.*(59), p.7.

におけるこれまでの学校選択の実態と、アムステルダム市の新入学方針に対する反応を見る。

(1) 公立学校の例

公立学校である「De Burght」⁽⁶⁶⁾は、裕福な白人の居住する地区にあり、高等教育を受けたエリートの保護者の子供が多く通学する学校である。アムステルダム市内においては CITO その他の学力テストの結果で常に上位にあり、人気校となっている。保護者からの要望を受けて、アートやサイエンスに関する独自のカリキュラムを開発しており、このような特別なプログラムを実施するために、子供一人当たり年間 185 ユーロの寄付金を募集している。

同校が人気校である理由としては、通学する子供たちの成績が良いことに加え、保護者同士の交流の雰囲気が良いことや、勉強が得意な子供たちを対象とした特別のカリキュラムがあることが挙げられる。保護者は自身と似たような社会的地位や価値観を持つ保護者が多い学校に子供たちを通わせたいと考えており、このことが学校選択の上で極めて重要な要素となっている。しかし、同校では教員によって「Prince」「Princess」と呼ばれるような非常にわがままな子供が多い。これは「白い学校」特有の問題であり、移民の多い学校とは異なった教育的配慮が必要となっている。

入学者を決定するに当たっては、同校が所属する学校運営団体で入学希望者のウェイティングリストに関する共通のルールを設けていたが、それでも入学者を決定することは容易でない。同校では、以下の優先順位で子供の入学を決定している。①地域に居住していること、②兄弟が通っていること、③保護者が同校に雇用

されていること。

同校の校長によると、このように入学者の選別や決定に係る学校の負担が大きいため、新入学方針は、人気のある同校としてはとても助かるとのことだった。

(2) キリスト教系私立学校の例

「Daltonschool Neptunes」⁽⁶⁷⁾は、新興住宅街に 10 年前に設置された、キリスト教系の学校運営団体「AMOS」が運営する私立学校である。校舎は 2003 年に建設され、17 クラス 420 人の子供が在籍している。同校はダルトンプランに基づく教育を実施しており、また環境教育を重視したエコスクールとしても人気がある。同校の寄付金は子供一人当たり年間 50 ユーロであり、運動会、クリスマス会等、授業ではない行事に使われる。同校の寄付金の額は他の学校と比較すると低額であるが、任意の寄付という位置付けであるため、支払えるだけの金銭的余裕があるのに払いたくないと主張する保護者がおり、問題となっている。

同校に人気が集まる理由について、校長の意見によれば、「保護者によっては、ダルトンプランに基づく教育や、エコスクールとしての活動を魅力と感じているのではないか」とのことであった。なお、同校はキリスト教系の学校運営団体によって運営されているが、一般的にアムステルダム市ではもはや宗教に対する関心があまり強くなく、学校選択の際にはそれほど重視されていない⁽⁶⁸⁾。同校は、多様な子供同士の出会いを重視しており、イスラーム教やヒンドゥー教など、多種多様な宗教的背景や価値観を持った子供と一緒に学ぶことを望んでいる。学校の立地する地区には高等教育を受けた保護

(66) 筆者は、2014 年 3 月 4 日に、De Burght のヘニー・ウィルブリック (Henny Wilbrink) 校長と面会し、説明を聴取した。同校の記述は、ウィルブリック校長から聴取した内容に基づく。

(67) 筆者は、2014 年 3 月 6 日に、Daltonschool Neptunes のフェルトチャン・バート (Gertjan Bart) 校長と面会し、説明を聴取した。同校の記述は、バート校長から聴取した内容に基づく。

(68) 同校がキリスト教系の学校であることを学校選択の理由に挙げるのは、スリナム系の保護者など一部に限られるとのことであった。

者だけでなく移民や他国籍の保護者もおり、また高等教育を受けた保護者の中でも教育について意見が分かれることがある。そのような異なる意見を持つ保護者に対してどのように対応するかが極めて重要であり、そのためにも保護者とのコミュニケーションを重視している。

同校の校長によると、学校を選ぶ際に最も重要なのは、子供たちが自分の居住する地域の学校に通学できることであるという。そして、自分の地域の中に保護者から見て子供を入学させたいと望む学校があることも重要である。新入学方針については、公平な制度であり、また必要のないところに学校が新設されることを防ぐことができると考えている。

(3) 保護者立私立学校の例

「Eerste Openluchtschool」⁽⁶⁹⁾は、アムステルダム市内の高級住宅街に立地する私立学校である。同校は、特定の宗教団体や複数の学校を運営する団体ではなく、学校に通学する保護者達によって運営される保護者立の学校である。同校はエリートの居住地域に立地しており、CITO 全国テストの結果は全国で9番という好成绩を挙げている。同校の卒業生の97%は大学準備コース (VWO)、そのうち80%は、VWOのうち特にエリートコースである「ギムナジウム」(Gymnasium) に進学する。同校の寄付金は子供一人当たり年間600ユーロと高額である。寄付金が一般的な公立学校よりも高額なのは、同校の学校としての特色を出すためのものである。ほとんどの保護者は自発的に寄付を行い、学校側から寄付を促す必要もない。なお、近隣には同校のような大学準備コースに進学する者が多く、また高額の寄付金が必要となる学校が複数存在する。

1学年の定員は1クラス30人のみであるが、

毎年90人の入学希望がある。入学希望者を拒否できる私立学校であるため、特定の郵便番号を持つ住所に居住する者にしか入学資格を与えていない。非常に狭い地域に居住する者のみが対象であるにもかかわらず、定員の3倍に上る入学希望者がある。兄弟がいる子供は優先的に入学でき、これが定員のうち20人程度を占めるため、残りの10人程度を抽選で選ぶ。校長が、「近隣にも良い学校はある」と近隣校を勧めることがあるが、家族から同校への入学を懇願される。このように入学を強く希望する保護者がいるため、入学者を決定するのは非常に困難な作業となっている。

同校の校長は、オランダの社会は一見公平に見えるかもしれないが、実際には居住地によって家庭の状況等が全く異なり非常に不公平であると指摘し、新入学方針を導入したとしても、高級住宅街に立地する同校では入学者層は変わらないだろう、とその効果には悲観的であった⁽⁷⁰⁾。一方で、多様性を高める目的で移民の多い他の地域の子供を居住地から遠い同校等に通学させるべきだという意見もあるが、環境の大きく異なる同校に通学させることが果たして子供の教育にとって本当に望ましいことなのか疑問に思っているとのことであった。校長は、「子供にとって同じ地域の子供たちと歩いて通学できるというのはとても大事なことであり、考えており、近所の子供と友達になり、学校で共に学び、放課後でも一緒に遊べることを重視している」と強調していた。

4 まとめ

これまでアムステルダム市における学校選択制は、各学校で入学者を決定しており、学校運営団体等で統一した入学の基準を設定する例も見られたものの、各学校における入学者決定作

(69) 筆者は、2014年3月6日に、Eerste Openluchtschoolのヤン・ハイマンス (Jan Heijmans) 校長と面会し、説明を聴取した。同校の記述は、ハイマンス校長から聴取した内容に基づく。

(70) 同校は、2015-16年は新入学方針に基づく入学制度への不参加を表明している。“Veel gestelde vragen en antwoorden over het Stedelijk toelatingsbeleid voor de basisscholen in Amsterdam,” *op.cit.*(60)

業は大変な負担となっていた。初等学校における全市共通の入学方針の導入及びそれに基づく入学決定は、各学校の負担の解消につながるとみられる。また、保護者にとっても、入学優先権等の基準を市内で統一することにより、各学校がウェイティングリストの中から入学者を決定していた従来の方式と比較して、より透明性が高く公正なものになるのではないかと期待されている。

市の担当者や学校の校長は、「子供が居住する地域の学校に通学する意義」を重視していた。新入学方針の導入は、保護者が子供を通学させたいと希望する学校を地域の学校の中から選ぶことを可能にし、また地域住民が希望する学校が地域にない場合には、住民の希望を市が把握することによって、学校新設の判断の際に活用する狙いがある。

白人を中心とした学校と移民を中心とした学校の二極化について、市の担当者や学校関係者からは、「学校は地域やオランダ社会を反映し、多文化であるべきだ」との声が多く、新入学方針はこの二極化を解消し、一つの学校において白人と移民の共生を推進することが期待されている。一方で、そもそも高所得の白人が多い高級住宅地に設置された学校においては、新制度によって同校の状況が変化するとは思えない、という声も聞かれた。

新入学方針は、アムステルダム市内の各地域で試験的に導入し、その効果を検証した上で導入されることとなった。本格的に導入した場合に市や学校運営団体、保護者等の期待に沿った効果が得られるかどうか注目される。なお、アムステルダム市で導入される新入学方針は、これまでの自由な学校選択制と比較して一定の制限を課してはいるものの、これまでの学校選択制を大きく否定するものではない。むしろ、学校選択制の運用で生じた負の側面を改善し、教

育の自由に基づく各学校の特色ある教育の実施や、子供・保護者の学校選択の権利といった、オランダの教育理念に基づく学校制度をより公平なものにするための試みであるともいえる。

Ⅲ 日本における学校選択制と公設民営学校創設の動向

Ⅲでは、我が国における学校選択制と、学校の多様化の一例として公設民営学校創設の動きについて紹介する。

1 日本における学校選択制

我が国では、「学校教育法施行令」（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定により、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合において、入学期日の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。これに基づき、市町村の教育委員会は、地理的条件、歴史的経緯、住民感情等を踏まえ、「通学区域」を設定する。

このような通学区域指定に対し、平成8年12月に行政改革委員会が取りまとめた「規制緩和の推進に関する意見（第2次）—創意で造る新たな日本—」では、学校の在り方を学力という単一の価値観で判断することから脱し、各学校の教育内容の多様化を進めるために、保護者が学校を選択する機会を与えるべきであるとして、学校選択の弾力化を検討することが提言された⁽⁷¹⁾。これを受けて、文部省（当時）は平成9年1月に「通学区域制度の弾力的運用について（通知）」⁽⁷²⁾を全国の都道府県教育委員会に宛てて通知し、市町村教育委員会が通学区域制度を弾力的に運用するよう促した。

学校選択制を最初に導入した事例は平成10年の三重県紀宝町で、町内の学校統廃合を背景

(71) 行政改革委員会事務局監修『創意で造る新たな日本—規制緩和の推進に関する意見（第2次）—』行政管理研究センター, 1997, pp.70-72.

(72) 平成9年1月27日付文初小第78号文部省初等中等教育局長通知

として小学校の通学区域を全面廃止したものである⁽⁷³⁾。平成12年には東京都品川区が導入し、マスコミ等が大きく取り上げたことから、学校選択制は一躍注目されることとなった。平成24年10月1日現在における学校選択制の導入状況は、小学校で246教育委員会（市町村内に2校以上の小学校を置いている市町村教育委員会全体のうち15.9%）、中学校では204教育委員会（市町村内に2校以上の中学校を置いている市町村教育委員会全体のうち全体の16.3%）である⁽⁷⁴⁾。

現在実施されている学校選択制は、表3のとおり複数の実施形態が存在する。学校選択制を導入した教育委員会では、導入して良かった点として「子供が自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになった」、「保護者の学校教育への関心が高まった」、「選択や評価を通じて特色ある学校づくりが推進できた」等を挙げて

いる。その一方で、「学校と地域との連携が希薄になった」、「入学者が大幅に減少し、適正な学校規模を維持できない学校が生じた」、「児童・生徒の通学上の安全に不安がある」等を理由として、学校選択制を見直す教育委員会も見られる。学校選択制の導入を検討している教育委員会は平成18年の33.5%であったのに対し、平成24年は1.7%まで減少している。⁽⁷⁵⁾

公立学校選択制に対しては、保護者が子供に対して望む教育を実施する学校を選択できるという点のほかに、官僚的、硬直的な公立学校制度を変化させ、実験的な学校教育を行える可能性がある点に対し期待する声がある⁽⁷⁶⁾。その一方で、学校選択制は、全国各地の子供たちに等しく教育を保障してきた公立学校を序列化し、教育格差の拡大につながるとして批判する意見がある⁽⁷⁷⁾。

表3 学校選択制の実施形態及び実施状況（平成24年）

学校選択制の実施形態	内 容	実施している設置者数に占める、各実施形態の割合(%)	
		小学校	中学校
自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの	10.5	27.1
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの	1.0	1.3
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの	19.2	16.9
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの	35.9	20.0
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの	27.9	28.9
その他	上記以外のもの	5.6	5.8

（出典）「小・中学校における学校選択制等の実施状況について（平成24年10月1日現在）」『学校選択制等について』文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/09/18/1288472_01.pdf> を基に筆者作成。

(73) 結城忠『日本国憲法と義務教育』青山社、2012、p.153; 高橋庄太郎「レポート〈学校選択の自由化〉現状はこうなっている」『総合教育技術』54巻4号、1999.6、pp.54-57。

(74) 「小・中学校における学校選択制等の実施状況について（平成24年10月1日現在）」『学校選択制等について』文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/09/18/1288472_01.pdf>

(75) 同上; 「学校選択制、曲がり角 廃止・見直し広がる、判断材料限られ(学ぶ)」『日本経済新聞』2012.5.25、夕刊、p.9。

(76) 黒崎勲「推進論者として〈学校選択〉による公立学校の革新—親・子・地域等の力を結合した、学校再構築への道—(誌上対論〈学校が選ばれる時代〉の光と影)」『総合教育技術』54巻4号、1999.6、pp.62-63。

(77) 藤田英典「学校選択制のゆくえ—格差社会か共生社会か—」藤田英典編『誰のための「教育再生」か』岩波書店、2007、pp.117-146。

2 公設民営学校

これまで、学校の多様化について、特に私立学校の設置に関しては、構造改革特別区域の中で、「学校設置会社」又は「学校設置非営利法人」による学校（株式会社立・NPO法人立学校）⁽⁷⁸⁾の設置を認める学校設置主体の特例、また学校法人の設立要件を緩和し、株式会社及びNPO法人が学校法人の設立により学校教育に参入しやすくする学校法人の校地校舎の自己所有要件の緩和⁽⁷⁹⁾などの改革が行われてきた。公立学校についても、その管理・運営を民間に委託する、いわゆる「公設民営学校」の創設が議論されている。本節では、公設民営学校をめぐるこれまでの経緯と議論を概観する。

(1) 公設民営学校に対する法的整理とこれまでの制度

我が国において、公設民営学校は、教育委員会が設置する公立学校の包括的な管理・運営を契約に基づいて民間事業者に委託する方式の学校を指す。

公設民営学校の導入については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（骨太の方針 2003）」⁽⁸⁰⁾（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）で、「公立学校の管理・運営の民間委託等」について文部科学省内で検討することを求めている。しかし、これまで文部科学省は、学校の公設民営について、公立学校の運営を民間に包括的に委託することは法制的に困難であると整理してきた。その理由として、公立学校における教育は、①設置者である地方公共団体の公の意思に基づく非定型的な処分行為等（公権力の行使）に該当し、公務員が行うことが前提とされていること、②入退学の許可や卒業の認定等の公権力の行使と日常の指導等が一体として実施されるもの（公権力の行使と単なる事実上の行為との切り分けが困難）であることが挙げられている⁽⁸¹⁾。一方で、公私協力の方式による学校の公設民営は可能であるとされ、これまでも構造改革特別区域における「公私協力学校設置事業」の特例措置が創設されたほか、特区以外の公私協力方式による公設民営学校も設置されてきた⁽⁸²⁾。

(78) 株式会社やNPO法人が、学校法人ではなく「学校設置会社」又は「学校設置非営利法人」として設置・運営する学校。「構造改革特別区域法」（平成 14 年法律第 189 号）の改正（「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成 15 年法律第 66 号））により設置が認められた。学校法人ではないため、私学助成、税制優遇措置の対象となっていない。

(79) 学校法人を新設する場合、「私立学校法」（昭和 24 年法律第 270 号）第 31 条の規定に基づく学校法人の寄附行為の認可に当たって、第 25 条第 1 項に定められる校地・校舎等の基本財産等を自己所有している必要があるとされるが、地方公共団体が教育上特別なニーズがあると認めるときには、小学校等の校地・校舎の借用等によりこれを自己保有していなくても良いとするもの。平成 15 年より構造改革特別区域の中での特例措置が認められ（「構造改革特別区域基本方針に基づく特例措置について」（平成 15 年 8 月 29 日 15 文科総第 128 号））、平成 19 年度から全国展開が認められた（「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」（平成 19 年 3 月 28 日 18 文科高第 756 号））。株式会社立・NPO法人立学校と異なり、株式会社やNPO法人が学校法人を新設するため、私学助成・財政優遇措置の対象となる。

(80) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003 について」内閣府ウェブサイト <<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/cabinet/2003/0627kakugikettei.pdf>>

(81) 文部科学省「公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の解禁）」（「第 3 回国家戦略特区ワーキンググループ」資料 3）2013.5.29, pp.31-33. 内閣官房地域活性化統合事務局・内閣府地域活性化推進室ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/dai3/shiryo3.pdf>

(82) 「公私協力学校設置事業」は、構造改革特別区域において、地方公共団体が校地・校舎を無償又は廉価で譲渡又は貸与して学校法人を設立し、当該学校法人（公私協力学校法人）が、地方公共団体の支援・関与の下に学校運営を行う場合に、当該学校法人の設立認可に係る資産審査が省略され、毎年度の運営費のうち、学校法人の自己収入のみでは不足する分を、地方公共団体が補助するものである。また、特区による特例を活用しなくても、地方公共団体が校地・校舎の譲渡・貸与や出資を行い、学校法人を設立して、公設民営学校を設置することは可能である。特区制度による公私協力学校法人はこれまで設置事例がないのに対し、特区制度によらない公設民営学校は複数の設置事例がある。同上

(2) 国家戦略特区における公設民営学校設置案

平成 25 年 9 月、大阪府及び大阪市は、国家戦略特区に関する提案募集を行った内閣府に対し、国家戦略特区プロジェクト提案を提出した⁽⁸³⁾。この提案の中には、公立学校・管理運営を包括的に民間委託する、「公立学校運営の民間への開放」が盛り込まれていた。これを受けて国家戦略特区の中で公設民営学校を導入することが検討され、平成 25 年 12 月に成立した「国家戦略特別区域法」(平成 25 年法律第 107 号)の附則第 2 条第 4 項に、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするために、同法施行後一年以内を目途として具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定された。平成 26 年 9 月、安倍晋三内閣総理大臣は、第 187 回国会の所信表明演説において、「公立学校の運営を民間に開放し、グローバル人材の育成や、個性に応じた教育など、多様な価値に対応した公教育を可能にしてまいります」と述べ、公設民営学校の推進を明確に打ち出している⁽⁸⁴⁾。同年 11 月には「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」(第 187 回国会閣法第 31 号。以下「改正法案」)が国会に提出され、公設民営学校は、国家戦略特区において「公立国際教育学校等管理事業」を民間法人に行わせることとして盛り込まれた⁽⁸⁵⁾。

国家戦略特区において検討されている「公設

民営学校」は、従来の「公私協力学校設置事業」等が私立学校の位置付けであるのに対し、公立学校の枠組みを維持したまま公立学校の管理を民間に委託する点が特徴である⁽⁸⁶⁾。大阪市は、公設民営学校を創設した場合、国際バカロレア⁽⁸⁷⁾の認定を受ける学校の設置、中高一貫校の新設、既存の公立小・中学校の運営の民間委託等を想定している⁽⁸⁸⁾。

改正法案では、中学校、高等学校又は中等教育学校を対象とし、国際理解教育、外国語教育等に重点化した教育を実施する「公立国際教育学校」等を都道府県が設置する場合には、その運営を民間に委託することができる、とした。その委託先は、学校法人、準学校法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人のうち、当該公立国際教育学校等の管理を担当する役員が公立国際教育学校等の管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県が指定するもの、とした。

(3) 公設民営学校に対する期待と懸念

改正法案で取り上げられている学校の運営を民間に委託する公設民営学校では、学校への民間参入がより容易となるほか、公立学校と同程度の比較的安価な学費で、私立学校のような特色ある教育の実施が可能となること等が期待されている⁽⁸⁹⁾。

その一方で、①教育の質をどう担保するかが

83 「岩盤規制に風穴を開け、民によるイノベーションを創出「世界最高水準の民の都」が日本をけん引!」(「国家戦略特区ワーキンググループ 提案に関するヒアリング」大阪府・大阪市提出資料) 2013.9.17. 内閣官房地域活性化統合事務局・内閣府地域活性化推進室ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/pdf/40-osaka.pdf>

84 「第百八十七回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説」2014.9.29. 首相官邸ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement2/20140929shoshin.html>

85 なお、同改正法案は、第 187 回国会開会中の平成 26 年 11 月 21 日に衆議院が解散されたため、廃案となった。

86 第 185 回国会参議院文教科学委員会会議録第 5 号 平成 25 年 11 月 28 日 p.6.

87 スイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア機構 (International Baccalaureate Organization) が実施する国際的な教育プログラム。外交官や国際機関職員・駐在員等の子女がインターナショナルスクール卒業後、母国の大学に円滑に入学できるよう共通の大学入学資格を付与することを目指し、1968 (昭和 43) 年に開始された。課題発見・解決能力、コミュニケーション能力、異文化理解等を重視した教育プログラムを特徴とし、グローバル人材の育成や、学習指導要領の「生きる力」等に合致しているとして注目されている。

88 「岩盤規制に風穴を開け、民によるイノベーションを創出「世界最高水準の民の都」が日本をけん引!」前掲注(83), pp.31-33.

明確でないこと⁽⁹⁰⁾、②委託先が安定的な運営を担えるだけの経営基盤を持ち合わせているかどうかをチェックする必要があること、③学校で重大な問題が発生したときに、委託先と教育委員会との間で責任の所在があいまいになる可能性があること、等の課題が指摘されている⁽⁹¹⁾。

おわりに

我が国とオランダの学校制度及び学校選択制については、制度の内容が大きく異なっており、単純な比較は困難である。しかしながら、オランダの学校選択制の特徴や制度を実施する中で生じた諸課題は、我が国で学校選択制や学校の多様化を検討する上で留意すべき点について示唆を与えている。

オランダでは、各学校に対して大きな裁量を与えられており、各学校はそれぞれの教育理念や教育方法に基づく特色ある学校運営を行っている。オランダの学校選択制は、このような多種多様な公立学校、私立学校によって支えられている。子供及び保護者にとっての選択肢として、多様な学校が存在することは、学校選択制を機能させるために必須の条件であるといえる。

各学校に大きな裁量を与えられるとともに、各学校の教育の質を担保するために、教育監督局による監査が実施されている。さらに、オランダには教育サポート機関と呼ばれる機関が各地にあり、教育専門家が新たな教育方法や学校運営について研究するとともに、各学校における諸問題を解決するために学校経営者や教職員に対してアドバイスを与えている。学校の多様化を検討する際には、これらの学校を支えるための制度についても留意する必要がある。

一方で、アムステルダム市では、白人の子供と移民の子供が通学する学校に二極化し、教育格差が生じているが、学区を設定しない自由な学校選択制がその要因の一つとして指摘されていた。新入学方針は、この二極化を解消することも目的としている。我が国においても、学校選択制によって学校間で競争が起き、教育が活性化するという意見がある一方、学校選択制の結果として教育格差が生じると危惧する声も多く聞かれる。学校選択制を実施する場合には、教育格差に対して配慮しながら制度を設計することが求められる。

また、アムステルダム市の新入学方針は、子供及び保護者に対し、近隣の学校への入学優先権を与えている。アムステルダム市の担当者や学校の校長は、子供が居住する地域の学校に通学することが重要であり、また子供を通学させたいと地域住民が望むような学校が近隣にあるべきだと主張していた。我が国においても、地域との関係性の希薄化を理由として学校選択制を見直す動きがある。子供が近隣地域の学校で学ぶことの意義についても考慮する必要がある。

新たな教育制度を検討する際には、導入の目的と目指すべき効果を明確にするとともに、実際に制度を運用した場合に生じる可能性のある諸課題に配慮しながら制度設計を行う必要がある。その際には、国内外の類似した制度について、その運用上の諸課題も含め検証することは大きな意義があるだろう。子供たちにとって真に望ましい教育とは何か、また教育制度が子供たちにとって公平なものであるかを常に問いながら、実効性のある制度づくりを進めるべきであろう。

(くろかわ なおひで)

(89) 「社説 公設民営学校 本当に必要なのか」『朝日新聞』2014.10.13, p.8; 「社説 公設民営学校 委託先の厳格な審査が必要だ」『読売新聞』2014.11.2, p.3.

(90) 『朝日新聞』同上

(91) 『読売新聞』前掲注(89)